

副 本

令和2年(行ヒ)第290、292号

在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求上告、同附帯上告事件

上告人兼附帯上告人(一審原告) 平野司

上 告 人(一審原告) 永井康之ほか3名

被上告人兼附帯被上告人(一審被告) 国

答 弁 書

令和4年4月20日

最 高 裁 判 所 御 中

被上告人兼附帯被上告人指定代理人

武 笠 圭 (印)

菊 池 憲 (印)

澁 谷 勝 海

鈴 木 和 孝

原 啓 晋

大 平 直 美

佐々木 俊 介

寺 部 敦

西 理 香 (㊟)

新 井 吐 夢 (㊟)

笠 間 那未果 (㊟)

福 井 聖 二 (㊟)

若 林 拓 (㊟)

石 井 麻 貴 (㊟)

目 次

第1 上告兼附带上告の趣旨に対する答弁	6
第2 被上告人兼附帯被上告人の主張（略称等は、特に断らない限り、原判決の例による。）	6
1 事案の概要	6
2 一審被告の主張の骨子	7
3 国民審査法が在外審査制度を設けず、一審原告らの審査権の行使を認めていないことが憲法に違反しないこと	8
(1) はじめに	8
(2) 国民審査法が在外審査制度を設けていないことは、憲法に違反しないこと	9
ア 国民審査制度の概要	9
イ 国民審査権の憲法上の位置づけに鑑みれば、国民審査制度の仕組みの決定には、国会に広範な裁量が認められるべきであり、在外国民に審査権の行使を認めないことの憲法適合性については、合理性の基準が妥当し、国会の立法裁量権の行使が著しく合理性を欠くと評価されない限り、違憲とはならないこと	9
ウ 在外審査制度を設けることの可否やその問題性は、記号式投票を前提として判断すべきであること	10
エ 記号式投票を前提として在外審査を実施することについては、現時点においても技術的な困難性を抱える諸問題が存在し、これらを解決するための確立した手法は見いだじ難いこと	11
オ 国民審査法が在外国民に審査権の行使を認めていないことは、国会の立法裁量権の行使として著しく合理性を欠くものではないこと	13
4 在外審査制度を設ける立法措置をしない不作為が国賠法1条1項の適用上違	

法であるとは認められないこと	14
(1) はじめに	14
(2) 国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価される場合について	14
(3) 平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白になっていたといえず、かかる立法措置をしない国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはないこと	15
ア 記号式投票を前提として在外審査制度を設けることには技術上の問題があるとして在外審査制度の創設を見送っていた国会の判断は、相応の合理的根拠に基づくものであること	15
イ 一審原告らが指摘する各事情によっても、平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であったとはいえないこと	16
(ア) 平成17年大法廷判決は、国会が在外審査制度を設けていないことの違憲性を認断する契機となり得るものではないこと	17
(イ) 平成23年東京地裁判決は、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であることを根拠づけるものとはいえないこと	18
(ウ) 日弁連勧告も、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であることを根拠づけるものとはいえないこと	21
ウ 小括	22
(4) 国会が正当な理由なく長期にわたって在外審査制度を設けるための国民審査法の改廃等の立法措置を怠ったとはいえず、在外審査制度を設ける立法措置をしない国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価され	

ることはないこと	22
(5) 小括	23
5 本件地位確認の訴えが、具体的な権利又は法律関係を確認するものでないか、 あるいは確認の利益を欠き、不適法であること	24
(1) 本件地位確認の訴えは、具体的な権利又は法律関係を確認するものでなく、 不適法であること	24
(2) 本件地位確認の訴えは確認の利益を欠き、不適法であること	25
6 結語	26

第1 上告兼附帯上告の趣旨に対する答弁

- 1 本件上告及び本件附帯上告をいずれも棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの、附帯上告費用は附帯上告人平野司の、各負担とする。
との判決を求める。

第2 被上告人兼附帯被上告人の主張（略称等は、特に断らない限り、原判決の例による。）**1 事案の概要**

本件は、(1)在外国民である上告人（一審原告、原審被控訴人兼控訴人）想田和弘及び同[]並びに上告人兼附帯上告人（一審原告、原審被控訴人兼控訴人）平野司（以下、それぞれ「一審原告想田」、「一審原告[]」、「一審原告平野」といい、これら3名を併せて「一審原告想田ら3名」という。）が、①主位的に、憲法15条1項、79条2項及び8項等により国民審査における審査権（以下、「国民審査権」又は単に「審査権」という。）が保障され、国民審査法4条によりその行使が認められているにもかかわらず、被上告人兼附帯被上告人（一審被告、原審控訴人兼被控訴人。以下、単に「一審被告」という。）が審査権の行使の機会を与えなかったとして、一審原告想田ら3名が次回の国民審査において審査権を行使することができる地位（以下「本件地位」という。）にあることの確認を求め（以下、同確認の訴えを「本件地位確認の訴え」という。）、②予備的に、一審被告が一審原告想田ら3名に対し、日本国外に住所を有することをもって、次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが違法であることの確認を求め（以下、同確認の訴えを「本件違法確認の訴え」という。）、また、(2)上告人（一審原告、原審被控訴人兼控訴人）永井康之及び同谷口太規並びに一審原告想田ら3名（以下、これら5名を併せて「一審原告ら」という。）が、平成29年国民審査について、国会において在外国民が現実に審査権を行使するための立法をしなかった結果、一審原告ら

が審査権を行使することができず、精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、一人当たり1万円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求める（以下、同請求を「本件国家賠償請求」という。）事案である。

一審原告らは、原告が上記(2)の本件国家賠償請求を棄却したのに対し、上告受理申立てを行い（令和2年（行ヒ）第290号関係）、また、一審原告想田ら3名は、原告が上記(1)①の本件地位確認の訴えを却下したのに対し、附帯上告受理申立てを行った（令和2年（行ヒ）第292号関係。なお、一審原告想田ら3名のうち、一審原告想田及び同■は、上告審係属後、本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えを取り下げた。）。

2 一審被告の主張の骨子

(1) 国民審査権と、民主政の過程に直接関わる選挙権との間には、権利の性質及び重要性に本質的な差異があることに鑑みれば、国民審査権又はその行使が制限されている場合の憲法適合性については、選挙権の場合ほど厳格な審査基準によって判断される必要はなく、国会の立法裁量権の行使として著しく合理性を欠いていると評価されるような場合でない限り、憲法に違反するものではない。そして、在外国民の審査権については、在外審査制度を設けるに当たっての技術的な諸問題が存在し、これを解決する確立した手法が存在しないことからすると、在外国民に審査権の行使を認めていない国民審査法が、直ちに憲法に違反するものではない。

また、仮に、国民審査法が在外国民に審査権の行使を認めていないことが、国会の憲法上の立法義務の不履行に当たるとして、立法不作為の違憲性が問題になるとしても、当該立法不作為が違憲になるのは、立法のための合理的期間を経過してもなお立法がされない場合に限られる。そして、在外国民の審査権については、現時点において、上記の諸問題が解決しているとはいえず、次回の国民審査の時点までに、これらが解決していることが確認され

る状況も認められないから、いまだこの合理的期間を徒過したということとはできない。したがって、当該立法不作為は、現時点はもとより、次回の国民審査の時点においても、憲法に違反するに至っているということとはできない。

以上によれば、在外国民に対する審査権の行使を認める法令の規定が定められていないことによって、在外国民である一審原告らが審査権を行使することができなかったことは、憲法に違反するものではない。(以上、後記3)

(2) 平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置をしない不作為が国賠法1条1項の適用上違法の評價を受けるか否かについて、上記当時、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが国会にとって明白になっていたとはいえず、また、国会が正当な理由なく長期にわたって在外審査制度を設ける立法措置を怠ったともいえないから、当該立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはない(後記4)。

(3) 本件地位確認の訴えは、具体的な権利又は法律関係の存否を確認するものではなく、あるいは確認の利益がないから、不違法であり、却下されるべきである(後記5)。

3 国民審査法が在外審査制度を設けず、一審原告らの審査権の行使を認めていないことが憲法に違反しないこと

(1) はじめに

本件では、本件各訴えに共通して、国民審査法が、在外国民による審査権の行使を認めない審査制度を採用していることが、憲法により委ねられた国会の合理的な立法裁量の限界を超えるものとして憲法違反となるかどうかの問題となっているところ、在外国民に対する審査権の行使を認める法令の規定が定められていないことによって、在外国民である一審原告らが審査権を行使することができなかったことが憲法に違反するものではないことは、一審被告の令和2年9月14日付け上告理由書第3及び第4(12ないし41ページ)で詳述したとおりである。以下では、その要旨を改めて述べる。

(2) 国民審査法が在外審査制度を設けていないことは、憲法に違反しないこと

ア 国民審査制度の概要

憲法は、最高裁判所の裁判官の任命を国民審査に付す場合と、投票の結果国民審査に付された裁判官が罷免される場合に関しては、明文の規定を置く一方で、そのほかの「審査に関する事項」、すなわち、審査権を行使する者の具体的な資格要件や投票の方法を含めた国民審査制度の具体的な制度設計に係る決定については、国会の合理的な立法裁量に委ねている。

これを受けた国民審査法は、選挙人名簿に登録されない在外国民の国民審査については、審査の手続等に関する規定を設けておらず、在外国民に審査権を行使させるという立法政策を採用していない。

本件の問題は、このように、国民審査法が、在外国民による審査権の行使を認めない審査制度を採用していることが、憲法により委ねられた国会の合理的な立法裁量の限界を超えるものとして、憲法違反となるかどうかにある。

イ 国民審査権の憲法上の位置づけに鑑みれば、国民審査制度の仕組みの決定には、国会に広範な裁量が認められるべきであり、在外国民に審査権の行使を認めないことの憲法適合性については、合理性の基準が妥当し、国会の立法裁量権の行使が著しく合理性を欠くと評価されない限り、違憲とはならないこと

前記アのような在外国民に係る国民審査制度の憲法適合性は、国民審査権の憲法上の位置づけや、審査権の行使を在外国民に認めないことによる影響等を考慮して判断すべきものである。国民審査制度は、公務員の選定罷免権（憲法15条1項）に由来する制度であり、最高裁判所の裁判官の罷免の制度ではあるが、その内容、沿革ないし比較法的観点からみて、議会制民主主義下において不可欠の制度とはいえない。最高裁判所裁判官に対する民主的統制は、本来、議院内閣制の下、国会の信任を受けた内閣に

よって任命又は指名されるという仕組みによって担保されているものであって、国民審査制度は、民主的統制の方法としては例外的、補充的なものととらえる。このように、国民審査権は、民主政の過程に直接関わる選挙権とは、権利の性質及び重要性に本質的な差異がある。

このような国民審査権の憲法上の位置づけに鑑みれば、国民審査制度において、審査権の行使をいかなる範囲で認めるかについては、国会による広範な立法裁量に委ねられるべき性質のものというべきである。国民審査権の行使が認められていない場合についての違憲審査基準については、選挙権の行使が妨げられている場合のように厳格な審査基準を適用すべきではなく、これと比較してより緩やかな合理性の基準が妥当すると解すべきであり、在外国民の審査権については、その行使を認めないことが国会に認められた裁量権の行使として若しく合理性を欠いていると評価されるような場合でない限り、憲法に違反するものではないと解すべきである。

ウ 在外審査制度を設けることの可否やその問題性は、記号式投票を前提として判断すべきであること

以上の観点を踏まえて国民審査制度についてみると、国民審査は、選挙とは異なり、投票方法の定めによっては、制度としての機能が損なわれるおそれがあり、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性のほか、最高裁判所裁判官の解職制度という性質を踏まえた実効性の確保という観点を踏まえた上で、適切な投票方法を定める必要がある。

したがって、在外国民に審査権の行使を認めないことの憲法適合性の判断に際しても、在外国民に審査権の行使を認めるに当たり、現時点において、極めて限定された審査期間内に全世界において審査手続を正確かつ確実に実施する上での技術的困難性の有無や程度、審査の対象となる裁判官に関する情報の適正な伝達等に関して解決されるべき問題の有無など、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性、最高裁判所裁判官の解職制

度という性質を踏まえた審査の実効性の確保といった観点から、諸事情を総合的に考慮することが相当である。

国民審査法は、審査に付される最高裁判所裁判官が、選挙における選挙運動に相当する活動を行うことが通常想定されないことなどの国民審査制度の特徴等を踏まえ、審査人の意思が審査結果に適切に反映されるよう、審査人による解職の意思表示の容易な記号式投票を採用している（同法15条1項）。記号式投票は、審査の実効性の確保という観点からみて優れた投票方法であり、最高裁判所昭和27年2月20日大法廷判決（民集6巻2号122ページ）においても、国民審査制度の趣旨に合致するものと判断されている。記号式投票以外の自書式投票等の投票方法を採用又は併用することは、現時点においても、審査の公平・公正性、審査制度としての安定性、裁判官の解職制度という性質を踏まえた実効性の確保という観点からみて支障があることは否めず、これに代わる適切な手法は見当たらない。

以上を踏まえると、在外審査制度を設けることの可否やその問題性は、記号式投票を前提として判断するのが相当である。

エ 記号式投票を前提として在外審査を実施することについては、現時点においても技術的な困難性を抱える諸問題が存在し、これらを解決するための確立した手法は見いだし難いこと

記号式投票を前提とした在外審査制度を設けるに当たって、技術的な困難性を抱える諸問題が現時点においてもなお存在し、これらを解決するための確立した手法は見いだし難い。

国民審査では、審査に付される裁判官の氏名が印刷された投票用紙が用いられて記号式投票が行われる（国民審査法14条1項）。この場合、衆議院が解散されると、直ちに審査予定裁判官の通知がされる（同法4条の2第1項）が、通知から審査までの期間が最短で12日しかないこともあ

り得る中で、仮に、在外国民審査において記号式投票を採用する場合には、僅か10日余りという極めて短期間のうちに、投票用紙を印刷して、在外国民の所在する世界中の国々の在外公館に送付し、各国で審査を行った後、それぞれの在外公館から国内の各投票所に投票用紙を送付するという事務手続を行う必要がある。しかし、各国の輸送や通関の事情、社会情勢等を踏まえた当該事務手続に要する日数等に照らすと、世界中の国々において、等しく当該事務手続を完遂することは、およそ不可能であり、これを解決するための手法は見当たらない。ちなみに、在外公館への投票用紙の送付に関して、一審被告が上告理由書を提出した後である令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙では、在外公館に投票用紙が到着するまでに要した日数は、最長で21日（在トルクメニスタン日本国大使〔資料1・第49回衆議院議員総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況〕）となっている。その上、輸送や通関の事情、社会情勢等によっては、更に日数を要する場合があります。なお、国民審査が実施される衆議院議員総選挙ではなかったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で行われた令和3年4月25日執行の国政選挙の再選挙及び補欠選挙では、在外公館に投票用紙が到着するまでに最長48日（在エジプト日本国総領事〔資料2・令和3年4月衆議院議員補欠選挙及び参議院議員補欠選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況〕）を要している。

以上は、在外公館等において在外投票を行う場合を念頭に置いたものであるが、郵便等による在外投票を行う場合であっても、上記の技術的な課題があることに変わりはない（ただし、在外公館等において在外投票を行う場合は、外交伝書使（クーリエ）により投票用紙を外務省に送致することとなるのに対し、郵便等による在外投票を行う場合には、郵便等により投票用紙を送致することとなる（選挙に関する公職選挙法施行令65条の

12第1項参照) ため、その所要時間が異なり得る。)

以上のとおり、現時点においてもなお、記号式投票を前提として在外国民審査を実施するには、技術的な困難性を抱える諸問題が存在し、これを解決するための確立した手法は見いだし難いのである。

オ 国民審査法が在外国民に審査権の行使を認めていないことは、国会の立法裁量権の行使として著しく合理性を欠くものではないこと

前記エのとおり、在外審査制度を設けるには、現時点においても技術的な諸問題が存在し、これらを解決するための確立した手法が見いだし難いことに鑑みると、国民審査法が在外国民に審査権の行使を認めていないことが、国会の立法裁量権の行使として著しく合理性を欠くものとはいえない。

また、仮に、国民審査法が在外国民に審査権の行使を認めていないことが、国会の憲法上の立法義務の不履行に当たるものとして、立法不作為の違憲性が問題になると解したとしても、当該立法不作為が違憲になるのは、立法のための合理的期間を徒過してもなお立法がされない場合に限られるというべきである。前述のとおり、在外国民については、記号式投票を前提とした在外審査を行うに当たっての上記の諸問題が解決しているとはいえず、次回の国民審査の時点までに、これらが解決していることが確実視される状況も認められないことからすると、いまだこの合理的期間を徒過したということとはできないから、現時点はもとより、次回の国民審査の時点においても、当該立法不作為が憲法に違反するに至っているということとはできない。

以上によれば、国民審査法が在外国民に対する審査権の行使を認めていないことは、国会の立法裁量権の行使として著しく合理性を欠くものとはいえないから、国民審査法が在外審査制度を設けていないことは、憲法に違反しない。

4 在外審査制度を設ける立法措置をしない不作為が国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められないこと

(1) はじめに

一審原告らは、①本件は、最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決（民集69巻7号2087ページ。以下「平成17年大法廷判決」という。）の事案と極めて類似しており、同判決は本件における一審被告の国家賠償責任の判断について先例拘束性を有するから、本件の立法不作為についても国賠法1条1項の違法が認められなければならない、②最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決（民集69巻8号2427ページ。以下「平成27年大法廷判決」という。）は、立法不作為の国賠法上の違法性の判断に当たって、対象となる権利・利益の性質を考慮するよう求めているが、原判決はこの点の考慮を欠いているとして、原判決がこれら二つの最高裁判例と相反する旨主張する（一審原告らの2020年〔令和2年〕9月10日付け上告受理申立理由書）。また、一審原告らは、原判決の論旨によれば、裁判所に明白に違憲であることを議論の余地なきまでに指摘され、かつ、是正のための措置を可能にする法案の提出等がなされない限り、立法行為・立法不作為の国賠法上の違法判断はあり得ないこととなりかねず、このような原判決の論旨は、過去の最高裁判例と整合しない旨主張する（一審原告らの2021年〔令和3年〕9月8日付け上告・上告受理申立補充書）。

しかしながら、国会議員の立法不作為の国賠法上の違法性について判示した累次の最高裁判例に照らしても、平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置をしない不作為が国賠法1条1項の適用上違法とされることはないというべきである。以下、詳述する。

(2) 国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価される場合について

国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々

の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるところ、国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

もともと、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることや、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものであるとして、例外的に、その立法不作為は、国賠法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがあると解される(平成27年大法廷判決、平成17年大法廷判決各参照)。

- (3) 平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白になっていたといえず、かかる立法措置をしない国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはないこと

ア 記号式投票を前提として在外審査制度を設けることには技術上の問題があるとして在外審査制度の創設を見送っていた国会の判断は、相応の合理的根拠に基づくものであること

前記3のとおり、現時点においても、記号式投票以外の投票方法による在外審査制度を採用することには、審査の公平・公正性や審査制度としての安定性、最高裁判所裁判官の解職制度という性質を踏まえた実効性の確保という観点から問題があるため、国会は、記号式投票を前提として在外審査制度を設けることには技術上の問題があると判断して、在外審査制度の創設を見送っていたとすることができる。このような国会の判断は、解職制度である国民審査においては、選挙とは異なる観点からの実効性の確保に留意して投票方法を定める必要があることを根拠とするものであって、相応の合理的根拠に基づくものである。そうすると、平成29年国民審査当時において、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であったとはいえない。

イ 一審原告らが指摘する各事情によっても、平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であったとはいえないこと

在外国民に審査権の行使の機会を確保するために在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であるというためには、少なくとも、国会に対して、在外国民に審査権の行使が認められていないことの問題点が指摘されて、国会においてその違憲性を認識する契機が与えられている上、在外審査の実施に当たっての記号式投票における技術上の問題点を解決する方法として、記号式投票以外の投票方法を採用することができる見込みがあるなどが指摘されている必要があると考えられる。この点、一審原告らは、平成17年大法廷判決及び東京地方裁判所平成23年4月26日判決（判時2136号13ページ。以下「平成23年東京地裁判決」という。）の各司法判断、並びに日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が平成14年7月及び平成24年3月に衆議院議長、参議院議長等に対して在外国民が審査権を行使することができないことが

著しい人権侵害に該当するとして、法改正等の措置を執るよう勧告したこと（以下、これらの勧告を「日弁連勧告」という。）を指摘するが、これらは、そもそも在外国民に審査権の行使が認められていないことの問題点を指摘するものではなく、国会が違憲性を認識する契機となり得るものではなかったり、在外審査制度の実施に当たっての記号式投票における技術上の問題点の解決方法として、記号式投票以外の投票方法の採用の見込み等を指摘するものではなかったりするものであるから、いずれにしても、平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることについて、それが明白であったことを認める根拠となるものではない。

(7) 平成17年大法廷判決は、国会が在外審査制度を設けていないことの違憲性を認識する契機となり得るものではないこと

そもそも平成17年大法廷判決は、在外選挙制度に関するものであり、国民審査制度に関するものではないから、国会が在外審査制度を設けていないことの違憲性を認識する契機となり得るものではない。

すなわち、平成17年大法廷判決は、自書式投票が採用されている国政選挙において、在外国民に選挙権の行使を認めないことについては、やむを得ない事由があったとはいえない旨の判断を示したものであり、もとより、在外国民に審査権の行使が認められていないことの問題点を指摘するものではない。平成17年大法廷判決は、国民審査とは、権利の性質、投票方法、技術上の問題点が大きく異なる在外選挙に関して判示したものであって、その判示内容を踏まえても、記号式投票を前提として在外審査制度を実施すべきことの合理性が左右されるものではないから、平成17年大法廷判決は、国会が在外審査制度を設けていないことの違憲性を認識する契機となり得るものではない。

実際、平成17年大法廷判決を受け、平成18年に公職選挙法が改正

されているものの、その国会審議等において、在外審査制度を創設することについての議論は行われていない。また、同判決直後の国民審査に関する国会質疑等においても、在外審査制度を設けていないことの問題点や合憲性に関する質疑等はなかったし^{*1}、現在に至るまで、在外審査制度が設けられていないことの問題点等について、国会で言及されることはなかった。このように、平成17年大法院判決後の国会における議論状況からみても、同判決が、国会が在外審査制度を設けていないことの違憲性を認識する契機となり得るものではないことは明らかである。

なお、平成17年大法院判決は、投票日前に在外国民に候補者個人に関する情報を適正に伝達することの困難性に関して、「本件改正（引用者注：平成10年法律第47号による公職選挙法の改正）後に在外選挙が繰り返し実施されてきていること、通信手段が地球規模で目覚ましい発達を遂げていることなどによれば、在外国民に候補者個人に関する情報を適正に伝達することが著しく困難であるとはいえなくなった」ことを指摘しているものの、これらは、在外国民の選挙権の行使に関する問題点の解決に関する事情を指摘するものであり、在外審査の実施に当たっての記号式投票における技術上の問題点の解決方法として、記号式投票以外の投票方法の採用の見込みがあるなどの指摘をするものではないことを付言する。

- (イ) 平成23年東京地裁判決は、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であることを根拠づけるものとはいえないこと

^{*1} 平成17年大法院判決の言渡し直後の同年10月14日の衆議院法務委員会において、国民審査の意義等について質疑があったが、在外審査制度を設けていないことの問題点や違憲性についての議論はされていない（乙第11号証）。

平成23年東京地裁判決は、国民審査法が採用している記号式投票を前提とする限り、技術上の問題がなお相応に存することは否定できないと認めたものの、同事件の被告（国）が主張する技術上の問題点は、国民審査の公正の確保に留意しつつ在外審査制度の創設に係る立法措置を執ることが事実上不能ないし著しく困難であることを基礎づける事情としては、直ちに十分なものであるとはいえないとし、例えば、点字による投票に類する記名式投票の方法を採ることなどによって技術上の問題には対処が可能であるとして、在外審査制度を設けていないことの憲法適合性については重大な疑義があると説示しており、記名式投票（自書式投票）の方法を採用することにより在外審査が可能であることを指摘しているところである。

しかしながら、平成23年東京地裁判決は、点字による投票の場合が定められていることを例に挙げて、これに類する記名式投票の方法を採ることなどによって技術上の問題には対処が可能であると指摘するにとどまり、国会において記号式投票以外の投票方法を採用することには問題があると判断していることについて、明らかに合理性を欠く判断であると断ずるものではない。すなわち、点字による投票の場合に記名式投票（自書式投票）が採用されているのは、点字には「×」を表す記号がないため、記号式投票の方法によると、かえって審査の公平・公正性等を損なうおそれがあるという特別な事情があることによるものであって、このような事情は在外国民一般に直ちに当てはまるものではない。

しかも、平成28年東京地裁判決は、「在外審査制度の創設に係る立法措置を執らないという不作為によって在外国民が審査権を行使することができないとの事態を生じさせていたことの憲法適合性については、重大な疑義があったものといわざるを得ない」が、選挙権と審査権とでは、憲法上の位置づけ等が異なるとの見方にも根拠がないとはいえない

ことや、在外審査制度の技術的困難をどのように克服するか国会内外の議論の蓄積が乏しかったこと等に鑑みると、「国会において在外審査制度を創設する旨の立法措置が執られていなかったことをもって、憲法に違反するものとはまではいえない」と説示しており、在外審査制度を設けていないことが違憲であるとまでは明言していない。

そうすると、平成23年東京地裁判決は、平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることについて、それが国会にとって明白であることを根拠づけるものではないというべきである。

そして、このことは、以下のとおり、平成23年東京地裁判決後の国民審査に関する国会の議論状況からも裏付けられている。

- ① 平成23年東京地裁判決後、国民審査に関しては、平成25年4月15日の衆議院予算委員会第2分科会において、島中光成委員から、罷免したい裁判官に対して×を付けるという現在の方法以外の投票方法も検討すべきとの質問がされている。しかしながら、これは、「国民審査制度の形骸化が言われている」こととの関係でされた質問であり、同分科会において、在外審査を実施することの可否についての質問はされていない（乙第12号証52ページ）。そして、この質問に対しては、政府参考人から、要旨、以下のとおり答弁されている（同ページ）。

○現在の方法は、審査に付される裁判官の氏名を投票用紙に印刷した上で、罷免を可とする裁判官に対する記載欄に×の記号を記載することとしている。

○この規定は、有権者に裁判官全員の氏名を知らせる必要があること、なるべく簡易な方法で投票できるようにすべきことから、記号式投票を採用する一方で、全ての有権者が、審査対象裁判官の全員につ

いて十分認識しているとはいえないことから、罷免を可としないという意思表示を求めることは、無趣を強いるという配慮から定められたものと承知している。

○この点に関しては、最高裁判決においても、罷免を可とする裁判官を選択する現行の仕組みについて、むしろ有権者の意思に合う効果を生じさせると判示していると承知している。

○したがって、国民審査の投票の制度を見直すことについては、こうした立法経緯や判例等も踏まえつつ、解職制度としての趣旨に合致するよう、慎重な検討が必要と考える。

- ② また、平成28年に国民審査法が改正された際も、在外審査制度を設けることは見送られたところであるが、同改正の際の国会審議においても、在外審査制度についての議論はされていない。

- (ウ) 日弁連勧告も、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であることを根拠づけるものとはいえないこと

日弁連は、平成14年7月及び平成24年3月に、衆議院議長、参議院議長等に対し、在外国民が審査権を行使することができないことが著しい人権侵害に該当するとして、法改正等の措置を執るよう勧告し、在外国民が審査権を行使するための方法として、在外公館において投票用紙を印刷することや、投票結果をファクシミリ送信することなどを提案している(甲第10号証の1・13ページ以下)。

しかしながら、日弁連勧告は、そもそも法的拘束力があるわけではなく、在外審査制度創設のための議論の契機となり得るとしても、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが国会にとって明白であることを根拠づける事情となるものではない。また、日弁連勧告の提案内容をみても、在外公館において投票用紙を印刷することについては、選挙管理委員会が投票用紙を印刷して交付することに

よって不正の投票等を防止し、投票の秘密を保持すること等を目的とした公製公給主義との関係で採用し難いものであるし、投票結果をファクシミリ送信することについても、それぞれ時差が異なる世界各地から送信された投票を受信する全国の市町村の選挙管理委員会において、投票の送受信の都度、送信者と連絡できるようにしておく必要があるが、こうした措置を講ずることは現実的には不可能である（甲第10号証の1・9ページ参照）。

以上によれば、日弁連勧告も、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることについて、それが国会にとって明白であることを根拠づけるものとはいえない。

ウ 小括

以上のとおり、国会は、国民審査の審査制度としての実効性の確保等、その本質に根ざした相応の合理的根拠に基づき、記号式投票以外の投票方法を採用することには問題があり記号式投票を前提とすればなお在外審査制度を設けることには技術上の問題があると判断したものであり、一審原告らが指摘する各事情（平成17年大法廷判決及び平成23年東京地裁判決の各司法判断並びに平成14年7月及び平成24年3月の日弁連勧告）によっても、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることについて、それが国会にとって明白であると認められるものではない。

そうすると、在外審査制度を設ける立法措置をしていない国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはない。

- (4) 国会が正当な理由なく長期にわたって在外審査制度を設けるための国民審査法の改廃等の立法措置を怠ったとはいえず、在外審査制度を設ける立法措置をしない国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはないこと

仮に、平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であったとしても、以下のとおり、国会が正当な理由なく長期にわたって国民審査法の改廃等の立法措置を怠ったとみることはできない。

すなわち、前記(3)のとおり、平成17年大法廷判決は、在外選挙制度を設けていない公職選挙法等の憲法適合性について判示するものであり、国民審査法が在外審査制度を設けていないことの適否等について判示するものではない。また、平成23年東京地裁判決も、国民審査法が在外国民に審査権を付与していないことについて、結論としては、憲法に違反するとまではいえないと説示している。さらに、日弁連勧告も、法的拘束力を有するものではなく、在外審査制度創設のための議論の契機となり得るにとどまる。取り分け、平成17年大法廷判決で問題とされた在外国民の選挙権については、同判決が判示するとおり、昭和59年に在外国民の投票を可能にするための法律案が閣議決定されて国会に提出されたものの、同法律案が廃案となった後、同判決で問題とされた平成8年10月20日執行の衆議院議員総選挙に至るまで10年以上の長きにわたって何らの立法措置も執られなかったことを指摘することができるのに対し、本件で問題とされている在外国民の審査権については、平成29年国民審査の時点までに国会で議論された形跡はなく、在外審査制度に関する法案が提出されたこともなかったのであるから、国会が正当な理由なく長期にわたって在外審査制度を設けるための国民審査法の改廃等の在外審査制度を設ける立法措置を怠ったとみることはできない。この点からも、同制度を設ける立法措置をしない国会議員の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはない。

(5) 小括

以上のとおり、平成29年国民審査当時、在外審査制度を設ける立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であったということとはできない

し、国会が正当な理由なく長期にわたって在外審査制度を設けるための国民審査法の改廃等の立法措置を怠ったということもできないから、在外審査制度を設ける立法措置をしない国会議員の立法不作為を国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

5 本件地位確認の訴えが、具体的な権利又は法律関係を確認するものでないか、あるいは確認の利益を欠き、不違法であること

(1) 本件地位確認の訴えは、具体的な権利又は法律関係を確認するものでなく、不違法であること

ア 行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、②それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる（最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ、最高裁平成3年4月19日第二小法廷判決・民集45巻4号518ページ参照）。そして、一般に、確認の訴えにおいて確認の対象となるのは、具体的な権利又は法律関係であり、具体的な権利又は法律関係の存否について確認を求めるものとはいえない訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠き、不違法とされている（最高裁昭和55年1月11日第三小法廷判決・民集34巻1号1ページ、同昭和44年7月10日第一小法廷判決・民集23巻8号1428ページ各参照）。行訴法4条の「公法上の法律関係に関する確認の訴え」も、民事訴訟一般における確認の訴えに該当するから、上記で述べたところは、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」においても同様に当てはまる。

イ 本件についてみると、憲法が、裁判官の任命を国民審査に付す場合と投票の結果裁判官が罷免される場合について、明文の規定（79条2、3項）を置く一方、そのほかの「審査に関する事項」（同条4項）、すなわち審

査人の資格及び方法等を含めて国民審査制度の具体的な仕組みの決定については、国会の立法政策に委ねていることからすると、憲法が、一審原告らを含む在外国民が審査権を行使することのできる具体的な地位を直接根拠づけていると解することはできない。また、現行の国民審査法その他の法令の関係規定をみても、これらの解釈によっては、一審原告らを含む在外国民について審査権を行使することができる具体的な地位を導き出すことはできない。

在外国民に審査権を行使することのできる具体的な地位は、これを付与する法律の規定を待って創設されるのであって、かかる法律がない限り、在外国民について次回の国民審査において審査権を行使することができる具体的な地位が認められることにはならない。

ウ 以上によれば、本件地位確認の訴えの対象である、在外国民について「次回の国民審査において審査権を行使することができる地位」（本件地位）は、現行法上は認められていない「地位」であり、実定法上の根拠に基づいた権利又は法的利益ではないから、本件地位確認の訴えは、具体的な権利又は法律関係を確認するものではなく、不違法というべきである。

(2) 本件地位確認の訴えは確認の利益を欠き、不違法であること

また、確認の訴えについては、確認の利益（原告の権利又は法律関係に不安が現に存在し、かつ、その不安を除去する方法として原告被告間でその訴訟物たる権利又は法律関係の存否の判決をすることが必要かつ適切であること）が認められることが必要である（伊藤眞・民事訴訟法〔第7版〕189ページ参照）。このことは、公法上の法律関係に関する確認の訴えについても同様であり、確認の利益を肯定するには、確認判決が紛争解決にとって必要かつ適切であることを要する。

しかしながら、前記(1)のとおり、憲法ないし国民審査法その他の法令の解釈によっては、在外国民について次回の国民審査において審査権を行使す

ることができる具体的な地位を導き出すことはできず、在外国民である一審原告平野が次回の国民審査において審査権を行使するには、国会の立法措置を経ることが必要である。そうすると、本件地位確認の訴えに係る判決によって、一審原告平野の次回の国民審査における審査権の行使の可否に係る紛争が終局的に解決されるということとはできない。

したがって、本件地位確認の訴えは、紛争解決にとって必要かつ適切なものとはいえないから、確認の利益を欠き、不適法というべきである。

6 結語

以上の次第で、一審原告らの上告受理申立て理由及び一審原告平野の附帯上告受理申立て理由はいずれも理由がないから、本件上告及び本件附帯上告は、いずれも棄却されるべきである。

以 上

添付資料目次

- 01 第49回衆議院議員総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況
- 02 令和3年4月衆議院議員補欠選挙及び参議院議員補欠選挙在外選挙用未記入投票用紙等送付状況

添付資料 1

第49回衆議院議員総選挙 在外選挙用未記入投票用紙等送付状況

		発送日	到着日 ※1	必要になった日数
アジア地域	1 在インド日本国大使館 ※4	9月25日	9月28日	3
	2 在コルカタ日本国総領事館 ※4	9月25日	10月1日	6
	3 在チェンナイ日本国総領事館 ※4	9月25日	9月29日	4
	4 在ベンガルール日本国総領事館 ※4	9月25日	9月30日	5
	5 在ムンバイ日本国総領事館 ※4	9月25日	10月6日	11
	6 在インドネシア日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	7 在スラバヤ日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	8 在マカッサル領事事務所	10月16日	10月22日	6
	9 在デンパサール日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	10 在メダン日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	11 在カンボジア日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	12 在シェムリアップ領事事務所	10月16日	10月20日	4
	13 在シンガポール日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	14 在スリランカ日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	15 在タイ日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	16 在チェンマイ日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	17 在大韓民国日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	18 在済州日本国総領事館	10月16日	10月21日	5
	19 在釜山日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	20 在中華人民共和国日本国大使館	10月16日	11月2日	17
	21 在広州日本国総領事館 ※4	9月17日	9月28日	11
	22 在上海日本国総領事館	9月17日	9月22日	5
	23 在重慶日本国総領事館 ※4	10月16日	10月22日	6
	24 在瀋陽日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	25 在大連領事事務所	10月16日	10月19日	3
	26 在青島日本国総領事館	10月16日	10月22日	6
	27 在香港日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	28 在ネパール日本国大使館	10月16日	10月30日	14
	29 在パキスタン日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	30 在カラチ日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	31 在バングラデシュ日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	32 在東ティモール日本国大使館 ※4	9月18日	10月5日	17
	33 在フィリピン日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	34 在セブ領事事務所	10月16日	10月20日	4
	35 在ダバオ領事事務所	10月16日	10月22日	6
	36 在ブルネイ日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	37 在ベトナム日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	38 在ダナン領事事務所	10月16日	10月20日	4
	39 在ホーチミン日本国総領事館	10月16日	10月23日	7
	40 在マレーシア日本国大使館	10月16日	10月19日	3

大洋州地域	41	在コタキナバル領事事務所	10月16日	10月21日	5
	42	在ベナン日本国総領事館	10月18日	10月20日	4
	43	在ミャンマー日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	44	在モルディブ日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	45	在モンゴル日本国大使館	10月18日	10月26日	10
	46	在ラオス日本国大使館	10月18日	10月27日	11
	47	在オーストラリア日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	48	在シドニー日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	49	在バース日本国総領事館	10月16日	10月21日	5
	50	在ブリスベン日本国総領事館	10月18日	10月21日	5
	51	在ケアンズ領事事務所	10月16日	10月20日	4
	52	在メルボルン日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	53	在サモア日本国大使館 ※4	9月18日	9月29日	11
	54	在ソロモン日本国大使館 ※4	9月18日	10月2日	14
	55	在トンガ日本国大使館	10月18日	11月4日	19
	56	在ニュージーランド日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	57	在クライストチャーチ領事事務所	10月16日	10月20日	4
	58	在オークランド日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	59	在バヌアツ日本国大使館 ※4	9月18日	10月9日	21
	60	在バプアニューギニア日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	61	在パラオ日本国大使館	10月18日	11月2日	17
	62	在フィジー日本国大使館	10月16日	10月27日	11
	63	在マーシャル日本国大使館	10月18日	10月26日	10
	64	在ミクロネシア日本国大使館	10月18日	10月26日	10
北米地域	65	在アメリカ合衆国日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	66	在アトランタ日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	67	在サンフランシスコ日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	68	在シアトル日本国総領事館	10月16日	10月26日	10
	69	在アンカレジ領事事務所	10月16日	10月27日	11
	70	在ポートランド領事事務所	10月16日	10月23日	7
	71	在シカゴ日本国総領事館	10月16日	10月21日	5
	72	在デトロイト日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	73	在デンバー日本国総領事館	10月18日	10月22日	8
	74	在ナッシュビル日本国総領事館	10月18日	10月20日	4
	75	在ニューヨーク日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	76	在ハガツニヤ日本国総領事館	10月16日	10月23日	7
	77	在サイパン領事事務所	10月16日	10月26日	10
	78	在ヒューストン日本国総領事館	10月18日	10月23日	7
	79	在ボストン日本国総領事館	10月16日	10月23日	7
	80	在ホノルル日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	81	在マイアミ日本国総領事館	10月18日	10月19日	3
	82	在ロサンゼルス日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	83	在カナダ日本国大使館	10月18日	11月6日	21
	84	在カルガリー日本国総領事館	10月18日	10月19日	3
	85	在トロント日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	86	在バンクーバー日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	87	在モントリオール日本国総領事館	10月16日	10月22日	8
中南	88	在アルゼンチン日本国大使館	10月16日	10月27日	11
	89	在ウルグアイ日本国大使館	10月16日	10月22日	6

米 地 域	90	在エクアドル日本国大使館	10月16日	11月4日	19
	91	在エルサルバドル日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	92	在キューバ日本国大使館 ※4	11月20日	12月1日	11
	93	在グアテマラ日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	94	在コスタリカ日本国大使館	10月16日	10月30日	14
	95	在コロンビア日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	96	在ジャマイカ日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	97	在チリ日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	98	在ドミニカ共和国日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	99	在トリニダード・トバゴ日本国大使館	10月16日	10月26日	10
	100	在ニカラグア日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	101	在ハイチ日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	102	在パナマ日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	103	在パラグアイ日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	104	在エンカルナシオン領事事務所	10月16日	10月20日	4
	105	在バルバドス日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	106	在ブラジル日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	107	在ベレン領事事務所	10月16日	10月21日	5
	108	在レシフェ領事事務所	10月16日	10月23日	7
	109	在クリチバ日本国総領事館	10月16日	10月22日	6
	110	在ポルトアレグレ領事事務所	10月16日	10月21日	5
欧 州 地 域	111	在サンパウロ日本国総領事館	10月16日	10月21日	6
	112	在マナウス日本国総領事館	10月16日	10月23日	7
	113	在リオデジャネイロ日本国総領事館	10月16日	10月22日	6
	114	在ベネズエラ日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	115	在ベリーズ日本国大使館 ※4	10月22日	11月2日	11
	116	在ペルー日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	117	在ボリビア日本国大使館	10月16日	10月23日	7
	118	在サンタクルス領事事務所	10月16日	10月26日	10
	119	在ホンジュラス日本国大使館	10月16日	10月27日	11
	120	在メキシコ日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	121	在レオン日本国総領事館	10月16日	10月21日	5
	122	在アイスランド日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	123	在アイルランド日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	124	在アゼルバイジャン日本国大使館	10月16日	10月23日	7
	125	在アルバニア日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	126	在アルメニア日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	127	在イタリア日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	128	在ミラノ日本国総領事館	10月16日	10月19日	3
	129	在ウクライナ日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	130	在ウズベキスタン日本国大使館	10月16日	10月27日	11
	131	在英国日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	132	在エディンバラ日本国総領事館	10月16日	10月22日	6
	133	在エストニア日本国大使館	10月16日	10月26日	10
	134	在オーストリア日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	135	在オランダ日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	136	在カザフスタン日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	137	在北マケドニア日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	138	在キプロス日本国大使館	10月16日	10月21日	5

139	在ギリシャ日本国大使館	10月16日	10月19日	3	
140	在キルギス日本国大使館	10月16日	10月26日	10	
141	在クロアチア日本国大使館	10月16日	10月21日	5	
142	在コソボ日本国大使館	10月16日	10月22日	6	
143	在ジョージア日本国大使館	10月16日	10月26日	10	
144	在スイス日本国大使館	10月16日	10月19日	3	
145	在ジュネーブ領事事務所	10月16日	10月20日	4	
146	在スウェーデン日本国大使館	10月16日	10月20日	4	
147	在スペイン日本国大使館	10月16日	10月19日	3	
148	在ラスパルマス領事事務所	10月16日	10月22日	6	
149	在バルセロナ日本国総領事館	10月16日	10月21日	6	
150	在スロバキア日本国大使館	10月16日	10月23日	7	
151	在スロベニア日本国大使館	10月16日	10月20日	4	
152	在セルビア日本国大使館	10月16日	10月21日	5	
153	在タジキスタン日本国大使館 ※3	10月6日	10月23日	17	
154	在チェコ日本国大使館	10月16日	10月23日	7	
155	在デンマーク日本国大使館	10月16日	10月23日	7	
156	在ドイツ日本国大使館	10月16日	10月20日	4	
157	在デュッセルドルフ日本国総領事館	10月16日	10月20日	4	
158	在ハンブルク日本国総領事館	10月16日	10月19日	3	
159	在フランクフルト日本国総領事館	10月16日	10月19日	3	
160	在ミュンヘン日本国総領事館	10月16日	10月20日	4	
161	在トルクメニスタン日本国大使館 ※3	10月6日	10月27日	21	
162	在ノルウェー日本国大使館	10月16日	10月19日	3	
163	在パチカン日本国大使館 ※2			未送付	
164	在ハンガリー日本国大使館	10月16日	10月19日	3	
165	在フィンランド日本国大使館	10月16日	10月21日	5	
166	在フランス日本国大使館	10月16日	10月20日	4	
167	在ストラスブール日本国総領事館	10月16日	10月21日	5	
168	在マルセイユ日本国総領事館	10月16日	11月2日	17	
169	在リヨン領事事務所	10月16日	10月21日	5	
170	在ブルガリア日本国大使館	10月16日	10月26日	10	
171	在ベラルーシ日本国大使館	10月16日	10月21日	5	
172	在ベルギー日本国大使館	10月16日	10月19日	3	
173	在ポーランド日本国大使館	10月16日	10月22日	6	
174	在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館	10月16日	10月20日	4	
175	在ポルトガル日本国大使館	10月16日	10月19日	3	
176	在モルドバ日本国大使館	10月16日	10月22日	6	
177	在ラトビア日本国大使館	10月16日	10月20日	4	
178	在リトアニア日本国大使館	10月16日	10月21日	5	
179	在ルーマニア日本国大使館	10月16日	10月20日	4	
180	在ルクセンブルク日本国大使館	10月16日	10月19日	3	
181	在ロシア日本国大使館	10月16日	10月23日	7	
182	在ウラジオストク日本国総領事館	10月16日	10月26日	10	
183	在サンクトペテルブルク日本国総領事館 ※4	9月25日	10月6日	11	
184	在ハバロフスク日本国総領事館	10月16日	10月29日	13	
185	在ユジノサハリンスク日本国総領事館	10月16日	11月5日	20	
中 近	186	在アフガニスタン日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	187	在アラブ首長国連邦日本国大使館	10月16日	10月21日	5

東 地 域	188	在ドバイ日本国総領事館	10月16日	10月18日	2
	189	在イエメン日本国大使館 ※2			未送付
	190	在イスラエル日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	191	在イラク日本国大使館	10月16日	10月28日	12
	192	在エルビル領事事務所	10月27日	11月15日	19
	193	在イラン日本国大使館 ※4	9月26日	10月11日	16
	194	在オマーン日本国大使館	10月16日	10月18日	2
	195	在カタール日本国大使館	10月16日	10月18日	2
	196	在クウェート日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	197	在サウジアラビア日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	198	在ジッダ日本国総領事館	10月16日	10月18日	2
	199	在シリア日本国大使館 ※2			未送付
	200	在トルコ日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	201	在イスタンブール日本国総領事館	10月16日	10月20日	4
	202	在バーレーン日本国大使館	10月16日	10月18日	2
	203	在ヨルダン日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	204	在レバノン日本国大使館	10月16日	10月27日	11
ア フ リ カ 地 域	205	在アルジェリア日本国大使館	10月16日	10月22日	8
	206	在アンゴラ日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	207	在ウガンダ日本国大使館	10月16日	10月23日	7
	208	在エジプト日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	209	在エチオピア日本国大使館	10月16日	10月23日	7
	210	在ガーナ日本国大使館	10月16日	11月4日	19
	211	在ガボン日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	212	在カメルーン日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	213	在ギニア日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	214	在ケニア日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	215	在コートジボワール日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	216	在コンゴ民主共和国日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	217	在ザンビア日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	218	在ジブチ日本国大使館	10月16日	10月26日	10
	219	在ジンバブエ日本国大使館	10月16日	10月23日	7
	220	在スーダン日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	221	在セーシェル日本国大使館	10月16日	10月19日	3
	222	在セネガル日本国大使館	10月16日	10月26日	10
	223	在タンザニア日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	224	在チュニジア日本国大使館	10月16日	10月22日	6
	225	在ナイジェリア日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	226	在ナミビア日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	227	在ブルキナファソ日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	228	在ベナン日本国大使館	10月16日	10月20日	4
	229	在ボツワナ日本国大使館	10月16日	10月29日	13
	230	在マダガスカル日本国大使館	10月16日	10月28日	12
	231	在マラウイ日本国大使館	10月16日	10月28日	12
	232	在マリ日本国大使館	10月16日	10月30日	14
	233	在南アフリカ共和国日本国大使館	10月16日	10月21日	5
	234	在ケープタウン領事事務所	10月16日	10月21日	5
	235	在南スーダン日本国大使館	10月27日	11月4日	8
	236	在モーリシャス日本国大使館	10月16日	10月26日	10

237	在モーリタニア日本国大使館	10月18日	10月22日	6
238	在モザンビーク日本国大使館	10月18日	10月30日	14
239	在モロッコ日本国大使館	10月18日	10月22日	6
240	在リビア日本国大使館 ※2			未送付
241	在ルワンダ日本国大使館	10月18日	10月22日	6
		最速		2
		最遅		21

※1 現地時間

※2 通達公館、非実施公館

※3 国際郵便利用

※4 外交行のう利用

添付資料 2

令和3年4月衆議院議員補欠選挙及び参議院議員補欠選挙
在外選挙用未記入投票用紙等送付状況

		発送日	到着日 ※1	必要になった日数
アジア地域	1 在インド日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	2 在コルカタ日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	3 在チェンナイ日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	4 在ベンガルール日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	5 在ムンバイ日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	6 在インドネシア日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	7 在スラバヤ日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	8 在マカッサル領事事務所	1月20日	1月28日	8
	9 在デンバサール日本国総領事館	1月20日	2月4日	15
	10 在メダン日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	11 在カンボジア日本国大使館	1月20日	1月26日	6
	12 在シェムリアップ領事事務所	1月20日	1月27日	7
	13 在シンガポール日本国大使館	1月20日	1月26日	6
	14 在スリランカ日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	15 在タイ日本国大使館	1月20日	1月26日	6
	16 在チェンマイ日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	17 在大韓民国日本国大使館	1月20日	1月26日	6
	18 在済州日本国総領事館	1月20日	2月1日	12
	19 在釜山日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	20 在中華人民共和国日本国大使館	1月20日	1月28日	9
	21 在広州日本国総領事館	1月29日	2月5日	7
	22 在上海日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	23 在重慶日本国総領事館	1月28日	2月10日	13
	24 在瀋陽日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	25 在大連領事事務所	1月20日	1月29日	9
	26 在青島日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	27 在香港日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	28 在ネパール日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	29 在バキスタン日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	30 在カラチ日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	31 在バングラデシュ日本国大使館	1月20日	2月3日	14
	32 在东ティモール日本国大使館			未送付
	33 在フィリピン日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	34 在セブ日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	35 在ダバオ日本国総領事館	1月20日	2月2日	13
	36 在ブルネイ日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	37 在ベトナム日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	38 在ダナン領事事務所	1月20日	1月27日	7
	39 在ホーチミン日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	40 在マレーシア日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	41 在コタキナバル領事事務所	1月20日	1月29日	9
	42 在ベナン日本国総領事館	1月20日	1月26日	6

	43	在ミャンマー日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	44	在モルディブ日本国大使館	1月20日	1月31日	11
	45	在モンゴル日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	46	在ラオス日本国大使館	1月20日	2月1日	12
大洋州地域	47	在オーストラリア日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	48	在シドニー日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	49	在パース日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	50	在ブリスベン日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	51	在ケアンズ領事事務所	1月20日	1月29日	9
	52	在メルボルン日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	53	在サモア日本国大使館	1月20日	2月9日	20
	54	在ソロモン日本国大使館	1月20日	2月9日	20
	55	在トンガ日本国大使館	1月20日	2月16日	27
	56	在ニューージーランド日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	57	在クライストチャーチ領事事務所	1月20日	2月1日	12
	58	在オークランド日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	59	在バヌアツ日本国大使館	1月20日	2月12日	23
	60	在バブアニューギニア日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	61	在パラオ日本国大使館	1月20日	2月8日	19
	62	在フィジー日本国大使館	1月20日	2月4日	15
	63	在マーシャル日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	64	在ミクロネシア日本国大使館	1月20日	2月1日	12
北米地域	65	在アメリカ合衆国日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	66	在アトランタ日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	67	在サンフランシスコ日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	68	在シアトル日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	69	在アンカレジ領事事務所	1月20日	1月27日	7
	70	在ポートランド領事事務所	1月20日	1月28日	8
	71	在シカゴ日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	72	在デトロイト日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	73	在デンバー日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	74	在ナッシュビル日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	75	在ニューヨーク日本国総領事館	1月20日	2月4日	15
	76	在ハガツニャ日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	77	在サイパン領事事務所	1月20日	2月9日	20
	78	在ヒューストン日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	79	在ボストン日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	80	在ホノルル日本国総領事館	1月20日	2月1日	12
	81	在マイアミ日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	82	在ロサンゼルス日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	83	在カナダ日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	84	在カルガリー日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	85	在トロント日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	86	在バンクーバー日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	87	在モントリオール日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
中米地	88	在アルゼンチン日本国大使館	1月20日	2月10日	21
	89	在ウルグアイ日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	90	在エクアドル日本国大使館	1月20日	1月29日	9

域	91	在エルサルバドル日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	92	在キューバ日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	93	在グアテマラ日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	94	在コスタリカ日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	95	在コロンビア日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	96	在ジャマイカ日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	97	在チリ日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	98	在ドミニカ共和国日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	99	在トリニダード・トバゴ日本国大使館	1月20日	2月3日	14
	100	在ニカラグア日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	101	在ハイチ日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	102	在パナマ日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	103	在パラグアイ日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	104	在エンカルナシオン領事事務所	1月20日	1月28日	8
	105	在バルバドス日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	106	在ブラジル日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	107	在ベレン領事事務所	1月20日	1月29日	9
	108	在クリチバ日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	109	在ポルトアレグレ領事事務所	1月20日	1月29日	9
	110	在サンパウロ日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	111	在マナウス日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	112	在リオデジャネイロ日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
欧州 地域	113	在レシフェ日本国総領事館	1月20日	2月1日	12
	114	在ベネズエラ日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	115	在ペリーズ日本国大使館	1月28日	2月5日	8
	116	在ペルー日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	117	在ボリビア日本国大使館	1月20日	2月3日	14
	118	在サンタクルス領事事務所	1月20日	2月4日	15
	119	在ホンジュラス日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	120	在メキシコ日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	121	在レオン日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	122	在アイスランド日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	123	在アイルランド日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	124	在アゼルバイジャン日本国大使館	1月20日	2月3日	14
	125	在アルバニア日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	126	在アルメニア日本国大使館	1月20日	2月2日	13
	127	在イタリア日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	128	在ミラノ日本国総領事館	1月20日	1月29日	9
	129	在ウクライナ日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	130	在ウズベキスタン日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	131	在英国日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	132	在エディンバラ日本国総領事館	1月20日	2月4日	15
	133	在エストニア日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	134	在オーストリア日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	135	在オランダ日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	136	在カザフスタン日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	137	在北マケドニア日本国大使館			未送付
	138	在キプロス日本国大使館	1月20日	1月27日	7

139	在ギリシャ日本国大使館	1月20日	1月28日	8	
140	在キルギス日本国大使館	1月20日	2月8日	19	
141	在クロアチア日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
142	在コソボ日本国大使館	1月20日	1月28日	8	
143	在ジョージア日本国大使館	1月20日	2月3日	14	
144	在スイス日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
145	在ジュネーブ領事事務所	1月20日	1月27日	7	
146	在スウェーデン日本国大使館	1月20日	2月5日	16	
147	在スペイン日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
148	在ラスパルマス領事事務所	1月20日	1月28日	8	
149	在バルセロナ日本国総領事館	1月20日	1月28日	8	
150	在スロバキア日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
151	在スロベニア日本国大使館	1月20日	1月28日	8	
152	在セルビア日本国大使館	1月20日	1月29日	9	
153	在タジキスタン日本国大使館	1月20日	2月22日	33	
154	在チェコ日本国大使館	1月20日	1月28日	8	
155	在デンマーク日本国大使館	1月20日	1月29日	9	
156	在ドイツ日本国大使館	1月20日	1月29日	9	
157	在デュッセルドルフ日本国総領事館	1月20日	1月28日	8	
158	在ハンブルク日本国総領事館	1月20日	1月29日	9	
159	在フランクフルト日本国総領事館	1月20日	1月29日	9	
160	在ミュンヘン日本国総領事館	1月20日	1月28日	8	
161	在トルクメニスタン日本国大使館	1月20日	2月16日	27	
162	在ノルウェー日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
163	在バチカン日本国大使館			未送付	
164	在ハンガリー日本国大使館	1月20日	1月28日	8	
165	在フィンランド日本国大使館	1月20日	1月28日	8	
166	在フランス日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
167	在ストラスブール日本国総領事館	1月20日	1月27日	7	
168	在マルセイユ日本国総領事館	1月20日	1月28日	8	
169	在リヨン領事事務所	1月20日	1月28日	8	
170	在ブルガリア日本国大使館	1月20日	2月3日	14	
171	在ベラルーシ日本国大使館	1月20日	2月4日	15	
172	在ベルギー日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
173	在ポーランド日本国大使館	1月20日	2月1日	12	
174	在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
175	在ポルトガル日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
176	在モルドバ日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
177	在ラトビア日本国大使館	1月20日	1月29日	9	
178	在リトアニア日本国大使館	1月20日	1月28日	8	
179	在ルクセンブルク日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
180	在ルーマニア日本国大使館	1月20日	1月27日	7	
181	在ロシア日本国大使館	1月20日	2月1日	12	
182	在ウラジオストク日本国総領事館	1月20日	2月1日	12	
183	在サンクトペテルブルク日本国総領事館	1月29日	2月8日	10	
184	在ハバロフスク日本国総領事館	1月20日	2月11日	22	
185	在ユジノサハリンスク日本国総領事館	1月20日	3月9日	48	
中	186	在アフガニスタン日本国大使館	1月20日	1月31日	11

東 地 域	187	在アラブ首長国連邦日本国大使館	1月20日	1月31日	11
	188	在ドバイ日本国総領事館	1月20日	1月26日	6
	189	在イエメン日本国大使館			未送付
	190	在イスラエル日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	191	在イラク日本国大使館	1月20日	1月31日	11
	192	在エルビル領事事務所	1月20日	2月16日	27
	193	在イラン日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	194	在オマーン日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	195	在カタール日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	196	在クウェート日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	197	在サウジアラビア日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	198	在ジッダ日本国総領事館	1月20日	1月27日	7
	199	在シリア日本国大使館			未送付
	200	在トルコ日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	201	在イスタンブール日本国総領事館	1月20日	1月28日	8
	202	在バーレーン日本国大使館	1月20日	2月7日	18
	203	在ヨルダン日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	204	在レバノン日本国大使館	1月20日	2月12日	23
ア フ リ カ 地 域	205	在アルジェリア日本国大使館	1月20日	2月3日	14
	206	在アンゴラ日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	207	在ウガンダ日本国大使館	1月20日	2月10日	21
	208	在エジプト日本国大使館	1月20日	1月31日	11
	209	在エチオピア日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	210	在ガーナ日本国大使館	1月20日	2月2日	13
	211	在ガボン日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	212	在カメルーン日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	213	在ギニア日本国大使館	1月20日	2月8日	19
	214	在ケニア日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	215	在コートジボワール日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	216	在コンゴ民主共和国日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	217	在ザンビア日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	218	在ジブチ日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	219	在ジンバブエ日本国大使館	1月20日	2月10日	21
	220	在スーダン日本国大使館	1月20日	1月27日	7
	221	在セーシェル日本国大使館	1月20日	1月26日	6
	222	在セネガル日本国大使館	1月20日	2月3日	14
	223	在タンザニア日本国大使館	1月20日	1月29日	9
	224	在チュニジア日本国大使館	1月20日	2月2日	13
	225	在ナイジェリア日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	226	在ナミビア日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	227	在ブルキナファソ日本国大使館	1月20日	2月3日	14
	228	在ベナン日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	229	在ボツワナ日本国大使館	1月20日	1月28日	8
	230	在マダガスカル日本国大使館	1月20日	2月2日	13
	231	在マラウイ日本国大使館	1月20日	2月3日	14
	232	在マリ日本国大使館	1月20日	2月1日	12
	233	在南アフリカ共和国日本国大使館	1月20日	2月5日	16
	234	在ケープタウン領事事務所	1月20日	2月1日	12

235	在南スーダン日本国大使館	1月20日	2月1日	12
236	在モザンビーク日本国大使館	1月20日	2月6日	16
237	在モーリシャス日本国大使館	1月20日	2月8日	19
238	在モーリタニア日本国大使館	1月20日	2月1日	12
239	在モロッコ日本国大使館	1月20日	1月28日	8
240	在リビア日本国大使館			未送付
241	在ルワンダ日本国大使館	1月20日	2月8日	19
			最速	5
			最長	48

※1: 現地時間

ユジノサハリンスク: 2個中1個がモスクワの倉庫で停滞3/9着、1個は2/11着